

調布市議会改革検討代表者会議第21回会議日程

平成24年12月21日 午前10時
於 全 員 協 議 会 室

1 第20回代表者会議合意事項【合意資料14】

- (1) 議会の機能強化について
- (2) 委員長報告について
- (3) 議員定数の削減について

2 議会への意見募集の結果について

3 検討・協議事項

- | | |
|-------------------------|------|
| (1) 一問一答方式の導入について | 継続協議 |
| (2) 本会議場の対面演壇設置について | 継続協議 |
| (3) 委員会席の配置について | 継続協議 |
| (4) 委員報酬の廃止について | 継続協議 |
| (5) 議場の開放（フィルムコミッション協力） | |
| (6) 通年議会について | |
| (7) 議長の議会招集権について | |
| (8) 議会基本条例について | |

4 その他

合意資料14：第20回代表者会議における合意事項 資料61：第21回検討資料 資料62：市議会への市民意見一覧表 資料63：議員の審議会等附属機関兼職状況 資料64：基本条例（案）検討資料（前文）
--

合意事項

第21回代表者会議報告
(平成24年12月21日)

分野	提案番号	分野別提案事項一覧表				確認事項	方向性
			予算	主旨・目的	座長案		
1. 議会の機能強化について(整理表協議事項番号19)							
⑧ 議会の機能強化へ向けて	114	予算・決算特別委員会の設置(特別職出席し総括的視野の審議を特別委員会で、詳細は所管委員会で)		予算、決算の審議に当たっては、市長等の市政運営及び予算執行の効果・成果について評価する。	<input type="checkbox"/> 予算・決算の特別委員会設置について、今後も継続して検討していく。 <input type="checkbox"/> 当面は、現行の方法で審査を進めていく。 <input type="checkbox"/> 現行の上程時質問、常任委員会の審査方法、特別委員会の委員数、特別委員会における質疑・発言ルール、会期日程、理事者への協力要請等課題整理をし、環境が整えば、予算・決算特別委員会の設置に向けて協議していく。	<input type="checkbox"/> 継続して検討していく。	■ 議会は、市長等が提案する予算・決算について、効果及び成果について説明を求め評価し、必要があると認めるときは、適切な措置を講じるものとする。
	115	予・決算特別委員会、事案(議会基本条例・基本構想等)特別委員会の設置(特別職出席・詳細は各所管委員会で審議する)					
	116	予算・決算特別委員会、事案特別委員会の設置					
2. 委員長報告について(整理表協議事項番号20)							
⑧ 議会の機能強化へ向けて	109	委員長報告は審査結果のみとする。		委員長報告に対して会派の態度を表明することができる。	<input type="checkbox"/> 議案及び請願・陳情の審査結果の委員長報告は、従来通りとする。 <input type="checkbox"/> 議案の討論については、一般会計及び特別会計の予算・決算を除き、概ね3分以内の発言とする。(従前は全ての議案に時間制限がなかった。) <input type="checkbox"/> 請願・陳情の委員長報告に対する異議は、異議及び異議に対する異議(委員長報告に賛成)の発言をを可能とし、概ね3分以内の発言とする。(従前は委員長報告に対する異議だけが時間制限なく行っていた。)		■ 委員長は、委員長報告の作成及び当該質疑に対する答弁を責任を持って行わなければならない。
	110	本会議での委員長報告は、審査結果だけでなく経過についても省略せず説明すること					
	111	委員長報告に対し、賛成・反対討論を行えるようにし、時間制限(1分)を設ける					
	112	委員長報告拡充に伴う陳情・請願採決方法の検証					

合 意 事 項

第21回代表者会議報告
(平成24年12月21日)

分野	提案番号	分野別提案事項一覧表				確認事項	方向性
			予算	主旨・目的	座 長 案		
3. 議員定数の削減について							
⑩ その他	122	議員定数の削減		<p>議員定数の改定に当たっては、行財政改革、市政の状況、将来予測や展望を十分考慮する。</p>	<p>□議員定数の改定に当たっては、行財政改革、市政の現状・課題・将来予測・展望を十分考慮するとともに、議員活動の評価等に関して参考人制度や公聴会制度を活用していく。</p> <p>□議員定数の条例改正案は、市民の直接請求があった場合を除き、議員又は委員会が提案するよう努める。</p> <p>□議員定数の改定については、継続的に協議していく。</p>	<p>□継続して協議していく。</p>	<p>■議員定数の改定に当たっては、行財政改革、市政の状況、将来予測や展望を十分考慮する。</p> <p>■議員定数の条例改正は、議員又は委員会が提案するよう努める。</p>

第 21 回 検 討 資 料

第21回代表者会議提案
(平成24年12月21日)

分野	提案番号	分野別提案事項一覧表	提案会派	意見等
1. 一問一答方式の導入について(整理表協議事項番号11) 継続協議				
⑦	74	一般質問の一問一答制導入	創政会	
	77	一問一答制の導入(段階的には再質問からでも)	みんな	
2. 本会議場の対面演壇設置について(整理表協議事項番号10) 継続協議				
⑦ 議会と市長・執行部との関係	70	本会議場における対面演壇(質問席)の設置	創政会	<input type="checkbox"/> 対面演壇設置
	71	一般質問を対面式に	民主・社	
	72	質問者席の設置(理事者側と対峙し質問、答弁の間は着席。従来手法との選択制も視野に)	みんな	
3. 委員会席の配置について(整理表協議事項番号19) 継続協議				
⑧ 議会の機能強化へ向けて	101	常任委員会席配置(コの字)変更	創政会	<input type="checkbox"/> 議員間の自由討議 <input type="checkbox"/> 委員会席配置変更
	102	議員同士が活弁な議論ができるよう委員会室机配置も検討しながら自由討議できるように	元気派生活者	
	103	委員会での議論は、理事者への質疑中心から議員同士の対角討論へ移行を目指す	共産党	
	104	委員会室における議員テーブルの配置を口型にする	共産党	

第 21 回 検 討 資 料

第21回代表者会議提案
(平成24年12月21日)

分野	提案番号	分野別提案事項一覧表	提案会派	意見等
4. 委員報酬の廃止について(整理表協議事項番号26) 継続協議				
⑩ その他	123	市長、教育委員会が任命・委嘱する各種委員の委員報酬を原則受けない	創政会	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> <input type="checkbox"/> 市長、教育委員会が任命・委嘱する各種委員報酬を原則受けない。報酬の廃止 </div>
	124	議員特権をなくす(委員会・審議会などの報酬を廃止する)	生活者	
5. 議場の開放(整理表協議事項番号30)				
⑦	73	議場の開放(フィルムコミッション協力)	民主・社	
6. 通年議会について(整理表協議事項番号16)				
⑧	90	通年議会(年1回首長が議会を招集し、議長判断で休会・再開を繰り返す)の提案	公明党	
7. 議長の議会招集権について(整理表協議事項番号17)				
⑧ 議会の機能強化へ向けて	91	議長が、議会の招集権を行使できるようにする	元気派	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> <input type="checkbox"/> 議長に議会招集権を持たせる </div>
	92	議長に議会招集権を持たせる	生活者	

市議会への市民意見 一覧表

募集期間 平成24年11月5日～12月7日

※ 意見は、原文のまま記載しています。

No	收受年月日	送付形態	住所	年齢	性別	意見
1	24.11.7	議長へのはがき	市内	40代	男	議会基本条例に世界人権宣言の条文を加えて日本国憲法第3章でもう法律があった。また、日本国憲法第3章第25条により環境権条例のような建律条例にしてもらいたい。 議会制を残すとともに、世界人権宣言と法律を過す調布や沖縄にしたい。
2	24.11.21	手紙	市内	50代	男	平素、市議会議員の方々に於かれましては、多忙にもかかわらず市民の為に御尽力の数々頭の下がる思いです。 さて、2012. 11. 1現在、調布市人口219, 654人に対して市議会議員の定数28人ですが、果たして適正数でしょうか？市議会議員の給与等、市議会議員1人当たりの年間経費を全て開示し、市民に投票等で議員定数を決する事はどうでしょうか？強く要望致します。 常日頃、市議会議員の方々が口にしてる“市民の為”という言葉、信用したいと思います。 乱筆、乱文、誤字、脱字をお許し下さい。
3	24.12.3	議長へのはがき	市内	90代	男	調布市に姉妹都市があるのでしょうか？私は巨大地震に備えて私の出身地である北海道に姉妹都市をもっていたらよいと思います。震災時、①市民の避難先にするため永住するか、10年以内の1時的移住の二つのケースがあります。②子弟の進学、③観光又は療養など。 北海道は冬は寒いですが雪の魅力があり、夏は涼しく震災の確率は少ないです。
4	24.12.7	官製はがき	市内	40代	女	市議会だよりを拝見し、議会基本条例制定に向けての意見を市民に伺うとのことですが、まず何を目的にしたものであるのか、市民へ趣旨を明確に説明して頂きたいということ、又、議会改革において、議会からの発信の仕方ばかりとりあげてありますが、市民からの声を吸いあげることも配慮して頂きたい。 一市民としては脱原発へ向けて真陰に考えて欲しい。

No	收受年月日	送付形態	住所	年齢	性別	意見
5	24.12.7	メール	市内	60代	男	<p>1. 議会全般について 素朴な質問で恐縮ですが、会議結果を見るとほとんどの議案が市長提案どおり可決成立していますが、そうであればその限りにおいて議会は不必要ではないでしょうか。議会や議員は政策策定過程においてどのような有効な役割を果たしているのでしょうか？ 議会・議員の存在意義はどのあたりにあるのでしょうか？</p> <p>2. 制定の目的、市民参加の作成プロセス、今後の進め方、について</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 議会基本条例を制定した自治体は、全国で約250、東京都では多摩市だけですが、調布市が今制定する理由は何ですか？ ● 栗山町では議会基本条例の特徴を示していますが、多摩市やその他の自治体のものと比較して、違いや特に優れた点を示してください。 ● この条例制定によって、議会はどのように変わりますか？ ● この条例制定に伴い、新たに制定されたり、改廃される条例や規則があれば、示してください。 ● 今回のように市民の意見を求めることは必要なことであるが、説明会等を開催し、議会基本条例について説明することが必要である(どういうものか、その意義・目的など、その結果何が変わるかなど)。それなしに、期待するような意見を得られないであろう。 ● 市民の意見募集のありかた 市が行うパブリック・コメントは、パブリック・コメント指針に従って行われているが、今回の議会の意見募集はどのようなものに基づいて行われるのか？ ● 議会基本条例は、議会内だけでなく、もっと市民参加で制定するべきものではないでしょうか？ ● 今回の意見募集は議会基本条例制定の検討プロセスにどのように反映されるのか？ ● 今回の意見募集結果をそれに対する議会の考え方や対応を併せて広く市民に公表してください ● 今後、検討が進み素案がまとまったときに、パブリック・コメントを行うと思うが、そのときに市民に対する説明会を行ってください。 ● 今後、検討が進み素案がまとまったときに、パブリック・コメントを行うと思うが、その結果を十分尊重ように基本条例制定の検討プロセスに反映されますか？ ● 条例制定までの、今後の検討日程を示してください。また、市民はどこでどのように参加できるでしょうか？ ● 「自治基本条例(と略す)」案の検討プロセスにおいては、最初に市民懇談会があり、また、何度も案が示され、市民との意見交換会や意見募集が行われました。開かれた議会を実現するための条例であればこそ、今回も丁寧な市民参加のプロセスを行うべきではないでしょうか？ ● 他自治体の議会基本条例や調布市の「自治基本本条例(案)」は、解説付きのものも作成されています。この議会基本条例も解説付きを作成してください。現在の説明欄では中途半端です。

No	收受年月日	送付形態	住所	年齢	性別	意見
						<p>3. 議会基本条例案について</p> <p>(前文)もう少し時代背景(地方分権)や意義・目指すもの(主権者たる市民に対する透明性、情報公開、情報共有、市民からの政策提案など)を追加すべきである。3会派の共同修正案(資料60)は、よくできていると思います。</p> <p>第2章 議会と議員の使命及び活動原則に、「議会は、正副議長の選出に当たり、本会議においてそれぞれの職を志願する者に対して所信を表明する機会を設け、その選出の過程を市民に明らかにしなければならない。」を追加し、選出過程の透明性を確保すること。</p> <p>第3章 市民と議会の関係 (情報公開の推進)第6条に次の項を追加すること 「議会は、議案に対する議決の結果及び各議員の表決を公表しなければならない。」</p> <p>(情報公開の推進)第6条第9項 議会報告会に、議会からの情報発信だけでなく、逆方向の市民意見の聴取を定期的に行うための機能をもたせ、「9 議会は、開かれた議会の責務を果たすため、全ての議員の参加のもと、議会報告会を開催します。」を次のような別の条項に改めること なお、今後複数箇所での(同時)開催なども考えられるとすれば、「全ての議員の参加」を規定すべきか、別に定めるようにするのがよいか検討されたい。 「(議会報告会)第XX条 議会は、議会の説明責任を果たすとともに、市民の意見を聴取して議会運営の改善を図るため、(全ての議員の参加のもと、)定期的に議会報告会を開催します。 2 議会報告会に関し必要な事項は、別に定めます。」 あるいは、第6条第9項は変えず、そのかわりに、具体性に欠ける第7条第3項「3 議会は、市民から提出された意見を尊重し、議会運営の改善、市政への政策提言に反映させるよう努めるものとします。」を次のように改めること 「3 議会は、市民から提出された意見を尊重し、議会運営の改善、市政への政策提言に反映させるよう努めるものとします。議会は市民との意見交換の場を設けることができます。」</p> <p>(広聴機能の推進)第7条1項は、「、、多様な広報広聴手段を活用し、、、」とありますが、「多様な広報広聴手段」とは具体的にどういうものを指すでしょうか？</p> <p>(広聴機能の推進)第7条2項「2 議会は、請願及び陳情の審議において、当該請願・陳情提出者から要旨の補足説明の申し出があった場合は、その趣旨を聴く機会を設けます。」について、実運用が開始されたところだが、記録が残らないなど通常の委員会審議より格下の扱いである。この状態でよいか、ある程度運用を続けたら、また、他自治体の状況を調査するなどして、運用を見直すべきである。陳情・請願は市民からの政策提案であるというような説明を説明欄にすべきである。</p>

No	收受年月日	送付形態	住所	年齢	性別	意見
						<p>「住民投票」の条項を追加すること (以下はその例) 「(住民投票) 第XX条 議会は、議会の権限に属する重要な議決事項につき、必要があると認めるときは、当該事項に関する十分な情報公開のもとに、市民による投票を行い、その結果を尊重して議決することができる。 この場合において、市民による投票に関する実施の要領は、別に条例で定める。」</p> <p>第4章 市長等と議会の関係 に、(反問権)または(反問権及び反論権)の条項を追加すること(以下はその例)。 「(反問権及び反論権) 第XX条 市長等は、議長又は委員長の許可を得て、議員の質問に対して論点を明確にするため反問することができる。 2 市長等は、議長又は委員長の許可を得て、議員又は委員会による条例の提案、議案の修正、決議等に対して反論することができる。」 この第1項 反問権については、市長等が議会の審議において、市長等が議員からの質問に答えるだけでなく、論点・争点を明確にし、市民に分かりやすい議論にするとともに、議論の質の向上を図るため、議長又は委員長の許可を得て、議員の質問に対して、問い返すことができることを定めるためのものであり、また、第2項 反論権は、市長等が議会の審議において、論点・争点を明確にし、市民に分かりやすい議論にするとともに、議論の質の向上を図るため、議長又は委員長の許可を得て、議員又は委員会からの条例の提案、議案の修正、決議等に対して、反対の意見や建設的な意見を述べることを定めるためのものです。</p> <p>(議決事件の拡大) 第11条に、以下の事項をふくめることの是非を検討すること 災害時においては、(災害時支援)第12条に加えて、議会機能をどのように維持し、機能させるかが重要であり、例えば、三鷹市議会では、(大規模災害時の議会の役割)として「震災復興計画は議決事項とすること(市長の専決処分としない)」とするとの話があります。補正予算が必要なこともあり、それが適正に使われるためとのことです。</p> <p>(災害時支援) 第12条「議長は、調布市災害対策本部が設置されたときには、調布市議会災害対策支援本部を設置し、調布市災害対策本部を支援することができます。」は、「支援することができます」でよいのでしょうか？「支援するものとする」のほうがよいのではないのでしょうか？</p>

No	收受年月日	送付形態	住所	年齢	性別	意見
						<p>第5章 議会機能の強化 に、継続的な議会改革の推進のために次の条項を追加すること 「(議会の制度検討) 第 XX 条市議会は、議会制度に係る法改正等があったとき、又は議会改革の推進の観点から必要があると認めるときは、必要な組織を設置し、当該議会制度について速やかに調査又は検討を行わなければならない。」</p> <p>第8章 政務活動費 (政務活動費) 第21条第2項 「2 会派又は議員は、政務活動費を適正に執行し、市民に対してその用途についての説明責任を負うものとします。」を説明責任の負い方を明確にするために、次のように改めること。 「2 政務調査費の交付を受けた議員は、公正性、透明性等の観点に加え、その支出根拠が議会の議決事項である予算に依拠することから、市民等から疑義が生じないように、議長に対して証票類を添付した報告書を提出するとともに、1年に1回以上、政務調査費による活動状況を町民に報告しなければならない。」</p> <p>第9章 議員定数及び議員報酬 (議員定数)第22条に第1項として「議員定数は、効率的かつ能率的な議会運営の視点からだけでなく、市民の代表である市議会が、市民の意思を市政へ十分に反映させることが可能となるように定められなければならない。」を追加し、以下順に項を送ること。 (議員報酬)第23条に第1項として「議員報酬は、市民の負託に応える議員活動への対価であることを基本とし、定められなければならない。」を追加し、以下順に項を送ること。</p> <p>第10章 条例の位置づけ及び見直し手続き (見直し手続き) 第26条「議会は、この条例施行後、常に市民の意思や社会情勢の変化等を勘案し、必要があると認めるときは、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づき所要の措置を講ずるものとします。」を次のように改めること 「議会は、一般選挙を経た任期開始後、できるだけ速やかに、この条例の目的が達成されているかどうかを議会運営委員会において検討するものとする。 2 議会は、前項による検討の結果、制度の改善が必要な場合は、この条例の改正を含めて適切な措置を講じるものとする。 3 議会は、この条例を改正する場合には、全議員の賛同する改正案であっても、本会議において、改正の理由及び背景を詳しく説明しなければならない。」 PDCA サイクルの観点から、定期的(原則として4年に一回の改選後)に、条例の目的(P)に即して議会が運営されているか(D)を見直し(C)、必要な措置を講じる(A)ことは意味がある。</p>

調布市議会議員の審議会等付属機関兼職状況

各種委員名	報酬額		根拠規定	
監査委員	81,500	月	法令等	地方自治法第196条 議員
農業委員会委員	44,500	月		農業委員会等に関する法律第12条第2項 議会推薦の学識 4人以内
都市計画審議会委員	9,400	日		都市計画審議会の組織及び運営の基準を定める政令第3条 調布市都市計画審議会条例第3条 議員5人以内
青少年問題協議会委員	9,400	日		青少年問題協議会法第3条3項 調布市青少年問題協議会条例第3条 議員2人
民生委員推薦会委員	9,400	日		民生委員法第8条 調布市民生委員推薦会規則第4条 議員2人
国民健康保険運営協議会委員	9,400	日		国民健康保険法施行令第3条 調布市国民健康保険条例第2条 公益代表5人
公民館運営審議会委員	9,400	日		社会教育法第29条 調布市公民館条例第17条 学識経験
消防委員会委員	9,400	日	市 条例 等	調布市消防委員会条例第3条 議員8人以内
表彰審査委員会委員	9,400	日		調布市表彰条例第6条, 表彰審査委員会規則第3条第2項 議員3人
環境保全審議会委員	9,400	日		調布市環境基本条例第22条第3項, 環境保全審議会規則第3条 議員3人以内
土地開発公社監事	40,000	月	その他	調布市土地開発公社定款第6条 学識経験

議会基本条例（案）検討資料

前文	代替案	修正案
<p>条例案</p> <p>住民が自治体の長及び議会の議員を直接選挙するという二元代表制の下、調布市民の代表として選ばれている議員と市長は、それぞれが市民の負託に応える責務を負っています。</p> <p>議会は多数による合議制の機関として、市長は独任制の機関として、それぞれ異なる特性を生かして、市民の意思を市政に的確に反映させるために、競い合い、協力し合いながら、調布市としての最良の意思決定を導く共通の使命が課せられています。</p> <p>また、市長は執行機関であり、議会は議事機関であるという役割に違いがありますが、住民の代表機関としては対等な関係にあります。</p> <p>このため、調布市議会は、住民自治及び団体自治の原則にのっとり、市民福祉の向上の実現に向け、国や政党等との立場の違いを踏まえて自律し、市長その他の執行機関とは緊張ある関係を保ち、独立・対等の立場において、政策決定並びに市長等の事務の執行について監視及び評価を行うとともに、政策立案及び政策提言を行う機関となることが求められています。</p> <p>また、議会は、その持てる権能を十分駆使して、自治体事務の立案、決定、執行、評価における論点、争点を広く市民に明らかにする責務も有しています。</p> <p>そのため、住民代表である市議会は、住民の意思を正しく汲み上げ、調布市の行財政運営に反映させなければなりません。さらに、議事機関である議会が政策の企画立案機能を果たし、重要施策の企画立案等に議会として主導性を発揮し、住民から頼りにされる存在へ自ら変えていかなければなりません。</p> <p>こうした認識を市民とともに共有し、緑と水と賑わいのある調布のまちづくり、安心して安全に、いつまでも住み続けられるまちづくりを市民とともに進めることを目指し、ここに、調布市議会の最も基本となる条例を制定します。</p>	<p>代替案</p> <p>住民が自治体の長および議会の議員を直接選挙するという二元代表制の下、調布市民の代表として選ばれている議員と市長は、それぞれが市民の負託に応える重要な役割と責任を担っています。</p> <p>議会は合議制の機関として、市長は独任制の機関として、それぞれ異なる特性を生かして、市民の意思を市政に的確に反映させることが必要です。</p> <p><u>近年の地方分権の推進により、地方自治体の自己決定権は拡大され、議会の役割と責務もますます重要なものとなっています。</u></p> <p>このため、調布市議会は政策決定並びに市長等の事務の執行について監視及び評価を行うとともに、政策立案及び政策提言を行う機関となることが求められています。</p> <p><u>公平性、公正性及び透明性を確保し、市民にわかりやすく開かれた議会運営のもと、市民への情報提供と共有化を図り、市民との対話を重ねるとともに、議員間の活発な議論により政策提言や政策立案を積極的に行っていくものです。</u></p> <p><u>こうした認識を市民とともに共有し、持続可能な自立したまちづくりを行い、議会の使命を果たすため、調布市の議会の最も基本となる条例を制定します。</u></p>	<p>修正案</p> <p>住民が自治体の長及び議会の議員を直接選挙するという二元代表制の下、調布市民の代表として選ばれている議員と市長は、それぞれが市民の負託に応える重要な役割と責任を担っています。</p> <p>市長は執行機関であり、議会は議事機関であるという役割に違いがありますが、住民の代表機関としては対等な関係にあります。</p> <p>議会は合議制の機関として、市長は独任制の機関として、それぞれ異なる特性を生かして、市民の意思を市政に的確に反映させるために、競い合い、協力し合いながら、調布市としての最良の意思決定を導く共通の使命が課せられています。</p> <p><u>また、近年の地方分権の進展により、地方自治体の自己決定権は拡大され、議会の役割と責務もますます重要なものとなっています。</u></p> <p>このため、調布市議会は政策決定並びに市長等の事務の執行について監視及び評価を行うとともに、議員間の活発な討議により政策立案及び政策提言を行う機関となることが求められています。</p> <p>そのため、住民代表である市議会は、住民の意思を正しく汲み上げ、調布市の行財政運営に反映させなければなりません。</p> <p><u>こうした認識を住民とともに共有し、持続可能で自律したまちづくりを推し進め、議会の使命を果たすため、調布市議会の最も基本となる条例を制定します。</u></p>